

○厚生労働省告示第三百三十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改める。